

特集研究ノート

「個」から広がる村落政治
—ウッタール・プラデーシュ州における分権化とジェンダー—

菅野 美佐子*

Connecting Individuals: Rural Democracy and Gender in Uttar Pradesh

KANNO Misako

Abstract

The brutal gang rape and murder of a 23-year-old student in Delhi in December 2012 has galvanized nationwide protests and the campaign for women's rights, which has brought the issue forcefully to the political table in a way that revealed the power of the Indian masses. It was expected, therefore, that women's issues would become central to the general election in 2014. However, the number of female members of parliament accounts for only 11 per cent of the 543 parliamentarians and is a far cry from the 33 per cent that Women's Reservation Bill seeks to implement. While the bill is pending in the Lok Sabha after being passed in the Upper House of Parliament, the 73rd and 74th Amendments of the Constitution in 1993 have provided for the reservation of seats in the Local Panchayats for more than two decades. This paper will describe women's political participation in panchayats and discuss aspects of democracy and gender in rural Uttar Pradesh.

要旨

2012年12月に起こったデリーでのレイプ殺人事件はインド国内外で大々的に報じられ、これを機にインド国内では女性の権利運動が各地で繰り広げられるようになった。2014年の総選挙でも「女性問題」が重要な争点となり、女性の政治参画が大きく進展すると思われたが、女性議席数は前回からほとんど伸びず、全議席のわずか10%にとどまる結果となった。国家レベルでの政治の女性参加が依然として低迷傾向にあるのに対し、地方レベルでは1993年の憲法改正案のもと、「新パンチャーヤット制 (Panchayati Raj)」に女性の議席留保制度がいち早く導入され、すでに20余年が経過している。それでは、現在のインド農村において女性の政治参加はどのような諸相を見せているのか。本稿では人類学的調査をもとづきながら、インド農村の女性の政治実践とジェンダーの民主化の位相を描く。

* 青山学院女子短期大学・非常勤講師 (文化人類学)

・2009、「ジェンダー・プログラムが織りなす新たな関係性—北インド農村の事例—」、信田敏宏・真崎克彦 (編) 『東南アジア・南アジア開発の人類学』 明石書店、71-96 頁。

・2006、Kanno, Misako, "How 'Disparity' Constructs 'Solidarity': A Case Study of an Organization for Women's Participatory Development Program in Rural Uttar Pradesh," *Journal of the Japanese Association for South Asian Studies*, 18, pp. 24-50.

1. はじめに

2014年の5月に行われたインド総選挙では、女性の安全や権利の保障が争点のひとつとなった。2012年12月にデリーで発生したバス車内での女子学生レイプ殺人事件を契機に、インドでは現在、女性に対する暴力や権利をめぐる議論や抗議運動が全国レベルで活発化している。2014年3月8日の「国際女性の日」には、「ウーマニフェスト (Womanifesto)」が複数の女性団体や女性の人権活動家によって発表され、総選挙を目前にひかえた各政党に少なからず影響を与えた [Nallu 2014]。

マニフェストの6か条の行動計画には、1) 男女平等のための教育、2) 女性に対する暴力関連の法の整備と強化、3) 国会における女性の議席留保制度、4) 女性への犯罪に対する警察の取り締まり強化、5) 女性に対する犯罪の早期結審裁判の制度化、6) 女性の経済的自立のための支援が含まれている。以上が掲げられた今回の総選挙は、各政党にとって女性の問題をいかに公約に取り入れ、政策として取り組んでいくのか、その姿勢が問われる選挙であったといえる。たとえば、総選挙で政権与党となったインド人民党 (BJP) では、政党マニフェストにレイプを含む女性への犯罪に対する法の強化や女性に配慮した警官や警察署の整備、レイプ被害者に対するケアの強化などの項目を新たに加えている。同様に国民会議派もまた、女性警官の増員、レイプ被害者への支援、女性が24時間安心して利用できる交通機関の整備などをマニフェストに掲げているほか、両党ともに国会への留保制度の導入や女性の経済的自立、教育の充実化を唱えている。

とはいえ、選挙結果を見ると、国会の543議席のうち女性の獲得議席数はわずか61議席にとどまり、前回の59議席からほとんど変化がみられないのが現状である。インド社会における女性の政治参加をめぐるのは、独立以前から蓄積されてきた政治的主張と社会文化的制度が錯綜しており、一時的な女性の権利運動の興隆では状況が一変しえないほど根深い問題が介在している。そもそもインド独立以前の女性運動家たちは婦人参政権の要求過程において、公平無私を主張し女性の留保制度案をはねつけた歴史があり¹⁾、その当時に法案の導入が可決されていれば現在国会の状況は大きく異なっていたであろう [ジョン 2012: 132]。女性議席の留保制度をめぐる議論が再燃したのは、1980年代に入ってからであり、本制度の国会への導入案は20年を経過した現在も可決されないままとなっている。

女性議員数が低迷している理由はさまざまであるが、女性に対する家事や育児といった役割期待や公的空間における行動の制限など、インド社会の家父長的思考を基調とするジェンダー規範が根底にあることは、多くの研究で論じられてきた。たとえば Rai は、女性が政治活動に従事することに対して家族からの支持を得にくいことや政党及び政党の活動に接触する機会が著しく制限されていること、また、そもそも政治活動を行う上で重要な素地となる教育が十分に受けられないことなどが、女性の国会への進出を阻害していると指摘している [Rai 2002]。これらの問題をめぐっては、こうした女性の現状を踏まえて議席留保案を早急に可決すべきとする立場がある一方で、議席留保

は女性をめぐる種々の社会的課題に対する応急措置に過ぎず、問題の根本的解消には繋がらないとする立場がある [Raman 2002]。法案可決を反対する立場としては、後者のような意見に加え、女性議員が必ずしも女性政策を進めていない現実も背景にある [Rai 2012]。

また、女性留保議席の制定をめぐる必ず議論に上るのが、宗教、カースト、ジェンダーをめぐるアイデンティティ・ポリティクスである。つまり、次のような主張が一方にある。国会において3分の1の議席が女性に割り当てられても、その大半を高カーストのエリート女性が占めるかぎり、その他の後進諸階級 (Other Backward Caste = OBC) やダリト、ムスリムといったマイノリティ女性の声はかき消されることとなる。女性の声は多様であり、女性内部の差異に目を向けないかぎり、最も弱者である女性の声を代弁することにはならない。他方、エリート女性を中心としたフェミニストらは、女性枠の内部をカーストや宗教ごとに細分化し、「留保枠のなかの留保」を認めてしまえば、女性としての結束力や声は弱まり、女性共通の問題の解決や目標の実現が先送りにされてしまうと主張する [Menon 2000: 3836]。さらに、「女性」という生活レベルや利害などが千差万別なカテゴリーに留保枠を設けることになれば、それ以外の多種多様な集団も留保枠を要求しかねず、国民の統制が困難になると危惧する声もある [Raman 2002]。このようにカーストや宗教やジェンダーが拮抗する状況もまた、国会や各州議会における女性の留保制度の実現を遅らせているといえる。

こうしたなか、いち早く女性留保枠の導入が決定されたのが、地方自治組織である「パンチャーヤット制度 (Panchayati Raj)」においてである。1993年の憲法改正によりパンチャーヤット議会の33%の議席数が女性に割り当てられ、ケーララ州やビハール州などの一部の州ではすでに50%の女性議席留保が適用されている。パンチャーヤット議会は農村開発および貧困緩和に向けたインフラの整備や福祉政策の充実化を主たる機能としており、国会や州議会などと比べて責任、役割、権限、活動のいずれにおいても政治的要素が限定的であるといえる。このため、女性に対する留保制度の適用が比較的容易であったことが指摘されている [ジョン 2012]。

だがRaiは、パンチャーヤット議会レベルでの女性の政治参画に関して国会と同様の問題を指摘している。たとえば、女性議員の議会への欠席率や辞職率の高さ、政治的能力の低さ、さらに女性の生活問題に対する議員の関心の希薄さや、議会内での女性議員の発言の軽視など、様々な問題を抱えている現状がみられる [Rai 2012]。つまり、村落議会と国会という政治的レベルに歴然の差がありながらも共通した問題を抱えているのが現状と言える。そうであるならば、パンチャーヤットという末端レベルの政治における議席留保と女性の政治活動の現状と課題を明らかにすることで、あらゆるレベルの政治に対して何らかの示唆を与え得るであろう。そこで本稿では、ウッタル・プラデーシュ州 (以下UP州) の農村において留保制度が女性の政治参画に及ぼす影響をもたらししているのかを文化人類学の視点から検討する。留保案制定から20年が経過した今日、村落パンチャーヤットにおける女性の政治参画はどのように変化し、どのような課題を抱えているのだろうか。筆者が実施した文化人類学的調査によるパンチャーヤットの現状と女性の政治実践をめぐる事

例から、村落政治の変化の位相を明らかにする。

2. 村落政治と女性の政治参加の動向

2-1. UP 州におけるカースト政治と女性の留保議席をめぐる議論

UP 州はその経済的後進性や政治的混乱が指摘されており、女性に対するジェンダー規範が他州と比べて厳格であることも多くの場で議論されている。現に、前会期（2006 年-2010 年）の UP 州の村落パンチャーヤットでは総議員数に占める女性の割合は、33%を下回っている。また、地方自治体における女性の留保議席 50%への引き上げに関する議論が全国で活発化するなか、UP 州での議論は進展していない。その背景には、同州において混迷をきわめるカースト政治があげられる。UP 州では 2013 年にアキール・ヤーダヴ が州首相に就任し、同氏が党首を務める「社会主義党（*Samajwadi Party*）」による新政権が発足した。社会主義党はヤーダヴ・カーストを含む OBC から絶大な支持を得ており、前期までの政権与党で SC / ST を支持基盤とする「大衆社会党（*Bahujan Samaj Party*）」と人気を二分してきた。前政権で州首相を務めたマール・ヤーワティーはダリト出身の女性であり、貧困層に対する優遇政策や救済、農村のインフラ整備による生活水準の底上げなどに取り組み、一定の評価を得ている。彼女は女性の問題に積極的に取り組んだとは言えないものの、「ダリト」、「女性」という二重の差別を乗り越え州政治の頂点に立ったシンボリックな存在として、とくに低カースト女性からの支持を多く集めている [Subramaniam 2006: 56-102]。中間および下位カーストの人口が圧倒的に多く、州政治を左右するほどの勢力である UP 州では、こうした集団の主張は軽視できない。女性留保枠の 50%への引き上げ案をめぐるっては、国会での議論と同様に、留保枠内のさらなる留保枠（SC / ST や OBC、低所得の上位階層）を設けずしてこの法案を認めるべきではないというのが上記二党の見解である。

このように、女性議員数という数字や大きな議論の流れを見るかぎり、憲法第 73 次改正から 20 年以上が経過した現在も UP 州の女性の政治参画は停滞したままのようである。では、実際の農村社会というミクロなレベルに視点を移したとき、どのような女性の政治的实践が見えてくるのか。本章では筆者が 2002 年より人類学的なフィールドワークを行っている同州東部のチャンドーリー県 N 開発郡の一村を事例に、女性の分権化の現状を検討する。

2-2. 調査地域の概要

チャンドーリー県は、かつてワラーナシー県の一部であったが、東西に流れるガンジス川によって分断された県の南東側が 1997 年に独立してチャンドーリー県となった。ワラーナシー県最大の都市でヒンドゥー教の聖地としても知られるワラーナシー市から、チャンドーリー県の中心都市であるムガールサライ市までは、直線距離で 15km ほどとなっている。チャンドーリー県の東端はビハール州の州境と接しており、言語圏や文化圏からみてもビハール州のそれと非常に近接してい

る²⁾。チャンドーリー県の人口はおよそ 200 万人であり、主要産業である農業以外に目立った産業はなく、後進性の著しい地域である。本県を含む UP 州では、ジェンダー規範が強く、移動範囲、着衣、言動、接触する相手など、女性の行動の細部にいたるまで厳しい規範が課せられている。また、強姦や家庭内暴力、女兒に対する性的虐待、ダウリー殺人などが頻発する地域でもある [Misra 2006]。

同県は 8 つの開発郡に区分されているが、本稿ではそのうちの N 郡および N 郡の中心村である N 行政村におけるパンチャーヤット議会を事例として考察を行う。UP 州では通常、村落自治の最小単位となる行政村は複数の自然村で構成されるが、N 行政村の場合 5 村 2 集落で構成されている。5 村の合計人口はおよそ 8,500 人であり、その 8 割がコメやムギ、野菜を中心とした農業を生業としている。村内の農家世帯のほとんどが零細農か小作であり、およそ半数を貧困ライン以下の生活を送る低所得層が占めている。N 行政村には公立の小中学校と保健所 (Primary Health Center)、政府系銀行支店が 1 ヶ所ずつと小さな雑貨屋や食料品店が数件所在するのみとなっている。ただし、村とムガルサライ市を結ぶ舗装道路を公共バスや乗り合いタクシーが常時往来しており、市内までは 20 分ほどでアクセスが可能である。ムガルサライ市には各種公的機関や総合病院、大学を含む複数の教育機関、商店街、市場、さらにデリーやコルカタなどの主要都市を結ぶ鉄道駅などがあり利便性はよい。このため、近年では上位階層を中心に大都市へと移住したり出稼ぎに出るなど、村外への人口流出が進んでいる。

表 1：チャンドーリー県の人口、識字率、および男女比

	男性	女性	合計
人口	1,017,905人	934,851人	1,952,756人
識字率	81.72%	60.35%	71.48%
男女比	1,000人	918人	—

[出所] *Census 2011: Chandauli District* <<http://www.census2011.co.in/census/district/567-chandauli.html>> にもとづき筆者作成

村内の住民のおよそ 8 割がヒンドゥー教徒であり、約 20 のカーストが混住している。政治的に優勢となっているのが、OBC にあたるヤーダヴや SC のチャマールなどであるが、村パンチャーヤットや郡開発室 (Block Development Office)、さらに郡や県のパンチャーヤット議会などにもこれらのカースト出身者が多数選出されている。また、前節でもふれたが、現州首相はヤーダヴ出身者であり、前政権の大衆社会党も、チャマールを主要な支持層としてきた。このほか、OBC に属するピンド³⁾は村内の人口比が非常に大きい。小作や日雇の賃労働で生計を立てる低所得層が多く、政治経済的には脆弱な集団である。むしろ、住民全体に占める人口は少ないものの政治や経済の面で優位なのは、80 年代まで地主階層として村内で主要な地位を占めてきた高カーストのパラモンやタークルなどである。

2-3. N 行政村におけるパンチャーヤットの現状

村落パンチャーヤットには、中央および州政府が実施する農村開発や貧困緩和事業に住民の意見やニーズを反映させるためのいわば仲介役としての権限と責任が移譲されている。具体的には、開発行政を農村の末端部で担う郡開発室（Block Development Office）と共同で、村内のインフラ整備のほか、貧困ライン以下の低所得世帯に対する食糧の低価格での供給⁴⁾や社会的弱者（寡婦、障害者、高齢者）への年金の支給、児童奨学金の支給、さらに 2005 年に施行された「全国農村雇用保障法」⁵⁾に基づく雇用機会の提供など、住民に各種サービスを提供する機能を請け負っている〔近藤 2009〕。N 行政村ではパンチャーヤット条例に基づき、村落開発計画、教育、建設、保健福祉、行政、水管理の各事業に関わる 6 つの小委員会が設置され、議会の発足直後に選出された委員が各事業の責任を負っている。しかし同村のパンチャーヤット議会では、議員や村長の職務怠慢や村民の村落政治に対する無関心により村落行政の機能不全が長きにわたって続いている。

表 2：N 行政村におけるパンチャーヤット議員の構成

	2005-2010 年			2010-2015 年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
一般	1	1	2	—	—	—
OBC	6	2	8	3	8	11
SC/ST	4	1	5	4	1	5
合計	11	4	1	7	9	16

〔出所〕筆者作成

こうした状況を踏まえつつ、N 行政村において 2005 年と 2010 年に実施された二度の村落パンチャーヤットの選挙結果から女性の参加状況を詳しくみていこう。選挙は 5 年に一度実施され、各選挙区から 1-2 名の議員が選出される。選挙区ごとに OBC 枠、SC / ST 枠、女性枠、一般枠のいずれかが無作為に割り当てられる。村長選は議員選とは別に実施される。表 2 は 2005 年と 2010 年の 2 期分の村落パンチャーヤット議会の議員構成を表したものである。2005 年の女性議員数が女性の規定の留保枠を下回る 15 人中 4 名であるのに対し、2010 年発足のパンチャーヤットでは 16 人中 9 名と半数以上の議席を女性が占めている。また、カースト構成をみると、2005 年発足のパンチャーヤット議員にはわずかながら上位カーストが含まれているが、2010 年の選挙ではビンドやチャマールを中心に、すべて OBC ないし SC / ST が選出されている。さらに、村長職にも 2 期ともチャマールおよびヤーダヴが選出されている。この表が示す女性議員数の急激な増加については、偶発性を十分考慮する必要がある、当然ながら一村のデータを UP 州社会全体の傾向として一般化することはできない⁶⁾。とはいえ、留保枠が導入される以前の選挙では、いかに偶発的条件が重なったとしても、過半数の議席を女性が占める状況が生じ得たとは考えにくい。やはり留保制度の影響や当該地域における社会、文化、経済、政治的状况の変化が関連していると考えるのが妥当ではないか。そのことを踏まえつつ、今期のパンチャーヤット選挙に女性が多数選出された理由

を以下で検討していきたい。

まず、選出された女性議員のほとんどは、夫や義父などの家族男性の代わりに出馬し当選を果たしていた。この地域に限らずインド社会全体の傾向として、女性の留保制度が導入されて以降、男性がこの留保枠を利用して妻や家族女性を自分の代わりに議員にする行為が常習化している。こうして議員となった女性が村の議会や委員会に出席する際は、家族男性が同伴するか男性のみが出席し、発言するものほとんどの場合が男性である。「代理選挙（ないし代理政治、*pati pānch/pati pradhān*）」とよばれるこの行為は、女性規範の強い農村社会において顕著であり、とくに女性研究の分野では問題とみなされてきた [Omvedt 2005]。このように代理議員が多数を占める状況からみて、女性議員の増加が必ずしも同行政村のジェンダーの民主化を促進したとは言い難い。

しかし、代理選挙は一般に出馬予定の男性候補者が、自らの選挙区に割り当てられた議席が女性枠であった場合に取り替措置である。ところが2010年発足の議会では、半数以上の議席を女性が占めており、留保枠を超えて女性が選出されたことは明らかである。すなわちこの選挙結果には、割当て議席が女性枠ゆえの代替措置という以上の理由が介在していると考えられる。

推測される一つ目の理由は、女性のほうが当選しやすいというイメージの定着である。1995年に留保制度導入後に初めての選挙が実施されて以来、留保枠に女性の候補者が集まらず定員割れを起こしたり、出馬した女性が対抗馬不在のまま当選を果たす年が続いてきた。事実、2010年の選挙でもほとんどの女性が不戦当選を果たしている。こうした現象は、留保枠が設けられているがゆえの結果であるが、女性が不戦当選している事実のみが誇張され、女性の留保枠以外の選挙区でも男性の代わりに女性が出馬するようになったのではないか。加えて、この地域では選挙時に賄賂の授受や暴力による脅しといった不正行為が多発する。これまで政治にほとんど関与していなかった女性のほうが政治的利害にまみれておらず、対立や暴力を回避しやすいという認識が村民間に定着していることも一因であると考えられる。

二点目は、男性、とくに高カースト男性の不在ないし政治離れである。1950年頃まで、UP州東部地域では大地主層であるバラモンやタークルといった高カーストが圧倒的な支配力で村の政治を牛耳ってきた。しかし、60-80年代に徐々に経済力をつけ始めたヤーダヴなどの中間カーストに村の政治的実行力が移行されるようになる。さらに、80年代にはチャマルをはじめとする指定カースト集団も独自の政治力を発揮し始めるようになり、高カーストの村内での地位や支配力が急激に薄れていった。それに追い打ちをかけるように、90年代前半に新パンチャーヤット制度が制定され、OBCやSC／STに対する留保制度が整備されると、高カーストは政治力のみならず村落政治に対する関心そのものも失っていった [Jaffrelot 2003; Lerche 2003]。

かわって有力な高カースト層が関心をもち始めたのが急速に変化するインド経済であり、彼らはいち早く都市や海外にビジネス・ネットワークの回路を見出すようになった。N行政村でもワラーナシーやラクナウ、カーンプルといった州内の主要都市はもとより、デリーやムンバイ、コルカタ、

チェンナイさらにドバイやアメリカへの出稼ぎや移住で村を離れる高カーストが増えている。さらに2000年ごろまでには、こうした傾向は全カーストに広まり、とくに男性が出稼ぎ労働者として村から都市へと流出していくようになった。低カーストの多くはワラーナシーなどの近郊都市を移住先としているが、近年ではワラーナシーの出稼ぎ労働者人口が飽和していることや、カースト内のネットワーク拡大、移動手段の発達などにより移住先も多岐化している。村落政治における男性の不在、なかでも女性規範を重んじる高カースト男性の不在や政治離れは、女性が村のパンチャーヤットに参画する余地を生み出したと考えられる。

三点目は調査地域において、ジェンダー規範そのものが緩やかになりつつあるということである。規範の緩和に最も影響を与えているのが教育である⁷⁾。2011年のセンサスによるとチャンドーリー県の女性の識字率は60.35%となっており(表1参照)、2001年の44.13%から15%以上の上昇を遂げている。また、初等、中等教育といった基礎教育への就学者数の増加のみならず、個人の教育レベルも上昇している。N行政村はムガルサライ市やワラーナシー市へのアクセスがよいため、私立の初等中等教育を受けたり、カレッジ、大学などの高等教育を受ける女子生徒数が増加している。近代教育による伝統に対する意識の変化も影響としては大きい、それと同時に、移動や授業への参加を通じて学校という公共の空間に身を置く物理的経験が政治という公共圏での活動への抵抗を軽減していると考えられる。

1980年代頃まで、UP州を含む北インドの農村社会では、女子教育の主な目的はより良い結婚であり、高い学歴が就職へと結びつく機会はきわめて少なかった[Jeffery and Jeffery 1997]。しかし、1990年代から中央および州政府による母子保健や識字教育、貧困緩和のための諸政策が徐々に開始されるようになると⁸⁾、高等教育を受けた女性が保健婦や教師、福祉ワーカーとして雇用機会を得るようになる。ほぼ同時期に非政府系組織によるプログラムの参入もあり、就職の機会は年々増加している。他方、就学経験のない貧困女性はこうした政策の受益者としてプログラムに参加するようになり、次第に農村社会に定着していった。次節以降でも詳述するが、最初の政策実施から20年以上が経過した現在、女性の公共圏における活動が厳しく制限されてきた当該社会においても、福祉分野に関しては女性の規範が免除されやすい傾向がみられる。現在の村落パンチャーヤット議会の役割として社会的弱者に対する福祉の要素が強くなったことで、女性が議会に進出する可能性が生み出されたと考えられる。

四点目は三点目ともかわるが、女性の識字普及や貧困削減を目的とした自助グループ(Self-Help Group = SHG)による介入である。N行政村では、カトリック系の非政府組織(以下「カトリック系NGO」と表記)⁹⁾と、政府/非政府連携型組織¹⁰⁾の二団体が活動を実施しており、とくに後者は女性の政治参加促進のための具体的なプログラムを実施している。国家教育政策の一環として立ち上げられたこの団体は、1980年代頃までに女性運動を率いてきたエリート女性活動家らが創設に関与しており、貧困女性の生活全般の改善に向けた諸活動を実施しながらも、女性の意識向上

に主眼を置いている。政治リテラシーの習得も活動の一つであり、村落行政に関する知識および意識の向上、議員養成、選挙支援、郡開発室に提出される議会の報告書や計画案の不正な書き換えの防止、郡開発委員会における女性村長の発言力向上のための講習会などが含まれる [Saxena 2005: 191-2]。これらの活動を通じてパンチャーヤットに関心をもつ会員が徐々に増加している。

表3は、政府／非政府連携型組織（以下「SHG」と表記）に参加する会員女性の2010年選挙における立候補者および当選者の数と当選率を示したものである。N郡内の120村から、村パンチャーヤット選挙および郡開発委員選挙に120名以上のSHGの会員が立候補し、そのうち29名が議員に当選している。N行政村でも、9名の女性議員のうち2名がSHG会員である。N行政村におけるSHGによる介入は、それまで選出されてきた女性のほとんどが家族男性の代理という状況のなかで、自らの意志で村落政治への関与を決定し、女性の権利や安全保障に対する意識の高い新しいタイプの女性議員の誕生につながっている。

表3：2010年選挙におけるSHG会員の立候補者および当選者の数¹¹⁾

	立候補者数	当選者数	当選率
村長	15名	6名	40%
議員	75名	19名	25.3%
郡開発委員	31名	4名	12.9%
合計	121名	29名	26%

[出所] 筆者作成

以上の事実および推論的要因に鑑みて、当該村落社会における女性議員数の増加は偶発性のみに起因するものではないと考えられる。インドの経済発展や近代化、グローバル化に伴う村内での人の移動、社会規範の変化、さらに留保制度という制度的枠組みの整備やSHGの介入など、いくつもの要因が複雑に関連し合っていると推察できる。

3. 個から広がる村落政治

前節ではN行政村のパンチャーヤット議員構成が今会期と前会期で大きく変化した要因を検討し、女性議員の増加はいくつもの条件が錯雑に影響し合った結果であることを指摘した。女性議員の増加は村においてジェンダーの点から民主化を進めるうえで大きな前進であるといえる。だが、数の増加のみで村の民主化を評価できるほど短絡的な状況ではないことも事実である。女性議員のほとんどが代理選挙による選出であるという事実に加え、村長および議員の職務怠慢、村長による開発事業費の横領や郡開発職員との癒着の常習化など、村の行政はほぼ機能不全を引き起こしている。こうした状況のなかで、議員となった女性たちはいかにして村落政治の民主化と向き合っているのだろうか。本節では調査地域におけるパンチャーヤット選挙、議員活動、非公式裁判の事例を取り上げ、村の民主化に働きかける女性たちの個のレベルでの政治的实践をめぐ

る民族誌的記述から、民主化のプロセスの一端を描いてみたい。

3-1. 女性ネットワークを通じた選挙支援

N 開発郡において、2010 年のパンチャーヤット選挙では 29 名の SHG 会員が当選を果たした。選挙キャンペーン時には通常、候補者は村内の各家庭を訪問し集票活動をするが、行動に規範が課せられる女性にとっては、屋外にて個人で活動をするのは危険や困難を伴う。そのため、立候補者が選挙キャンペーンを実施する際には SHG の複数の会員で有権者を訪問したり、個々の会員に親族ネットワークなどを利用して個別に投票を呼び掛けてもらうなど、SHG 内での支援体制が当選の鍵となった。

他方、この地域で活動を展開するカトリック系 NGO でも、職員女性 A に対して選挙への出馬の話が持ち上がった。ここではこの職員 A の事例を紹介したい。職員 A はタークル出身で、N 行政村を構成する一自然村である N 村在住の女性である。2003 年から 2006 年まで同じく N 行政村を構成する S 集落で SHG の職員として働いていた。だが、活動の縮小とともに職を失い、2008 年より同村で活動が開始されたカトリック系 NGO に職員として雇用された。この NGO では主に貯蓄・信用貸付事業を実施しているが、職員 A は N 行政村を含む周辺の 20 村の活動を一人で担当していた。この女性は SHG 職員時代から仕事に熱心に取り組んでおり、会員から厚い信頼を得ていた。彼女は S 村の SHG 会員からの後押しを受け 2005 年の郡開発委員選挙に出馬したが、あえなく落選している¹²⁾。S 集落は選挙区が異なるため、会員は彼女に直接投票をすることができなかったのである。しかし 2010 年に再び郡開発委員選挙が実施された際に、今度は選挙区を同じくする N 村の NGO 会員から出馬を勧められた。彼女は NGO の仕事で多忙を極めていたため、自分の代わりに当時失業中であった夫に出馬を勧めた。当該選挙区では会員のほとんどが低カースト層で人口も多いため、選挙戦は有利であると思われた。だが、会員からの支援にもかかわらず、今回も落選という結果に終わった。郡開発委員選挙は報酬が支払われるため、村パンチャーヤット選挙に比べて一段と競争が激しい。立候補者と有権者のあいだでは賄賂の授受が常習化しており、今回の選挙でも裕福な一部の立候補者が有権者に対してサリーや菓子を配ったり、ムガールサライ市のレストランで後援会を開催して有権者に酒や食事を振舞うなどの贈賄行為が実際に行われていた。一方の職員 A の家は夫が失業中のうえ、長男を勉学のためムンバイにいる親族のもとに送り出したり、選挙の前年に長女の結婚のため農地を売って持参金を捻出したばかりで経済的に困窮していた。今回の落選は選挙資金が用意できなかったことが主な敗因であったと職員 A は語っているが、これに加えて NGO や SHG では不正のない「クリーンな選挙、クリーンな政治」を推奨しており、職員という立場上、賄賂の贈答は憚られたとも話している。

当選こそ実現しなかったものの、この事例はある興味深い事象を示している。それは、職員 A を

取り巻く支援ネットワークが、彼女が福祉事業を通じて得た会員たちとの信頼関係に基づくものであり、上位カーストが支配してきたかつての派閥政治とも、各カースト集団が政治的便益を希求する近年のカースト政治とも異なる新しいタイプのネットワークだということである。言い換えれば、職員 A の NGO 職員としての管理力や指導力、さらに仕事に対する実直な取り組みが評価され、郡開発委員の職務遂行能力があると判断された結果として得られた支援である。また、職員 A が築き上げた支援ネットワークのもとで、夫が多忙な妻に代わって出馬している点も興味深い。過剰な意味付けは避けたいところではあるが、誤解を恐れずに言うならば、この事例は男女逆転型の「代理選挙」ともいえ、パンチャーヤットの活動を含め「福祉分野の女性化」の当該地域への浸透と定着を示していると考えられる。

3-2. 女性の生活圏で生成される政治

代理選挙で選出された女性議員と SHG 出身の女性議員の最も顕著な違いは、村落政治に参加する主体的意思の有無と女性や子供の問題に対する関心の度合いであろう。当該地域において後者のような女性議員が登場し、その数が増加傾向にあることは大きな変化であるといえる。SHG 出身の議員は議員研修を受け、村パンチャーヤットの役割や議員の職務、とくに女性住民への対応の仕方などについて一定の知識を保持しており、議員活動に対する意欲も高い。しかし、N 行政村では議会内の不正や機能不全が常態化し、女性に対する規範や差別も根強く残存している。こうした現状では、意識の高いわずかな女性議員が、議会で発言し、政治を変えていくという、いわば正当な回路を通じて村落政治に変革を働きかけることは極めて困難である。

そこで、N 行政村で当選を果たした 2 名の SHG 会員は「正当な回路」とは異なるところで村落政治に接近するための議員活動を開始した。この 2 名の出身村はそれぞれ異なるが、OBC であるビンドに属している。ビンド世帯はそのほとんどが零細農か小作農である。また、村内での政治・経済的な力関係も、カースト位階で下位にあたるチャマルなどの低カーストと比べても非常に脆弱である。1995 年と 2005 年の 2 度の選挙で村長に選出された N 村出身のチャマル女性が、村内のチャマルの集住地域の道路整備を推し進めたり、雇用を重点的に斡旋したりとコミュニティの為に政治的采配を発揮したのに対し、2000 年に女性枠で当選した S 村出身のビンド女性は政治的手腕を発揮できず村民から「無知」、「阿呆」などと揶揄され、行政村内におけるビンドの社会的地位をさらに貶める結果となった。このように困窮した生活を強いられているにもかかわらず、ビンドコミュニティでは、行政による雇用保障制度や食糧支援制度、年金制度などの公的サービスに関する情報が十分に浸透しておらず、それらを利用する者はわずかであった。

そこで、SHG 出身の女性議員 2 名は、自宅近所の女性たちへの公的サービスに関する情報提供を開始し、次第に村内に情報を広めていった。また、公的サービス受給のための登録申請が必要な住民がいれば、登録証発行の権限をもつ村長の自宅や郡開発事務官の駐在する村内の事

務所まで同伴し、手続きを補助するなどしてサービスの受給者数を徐々に増やしていった。議員たちは、畑仕事や公共井戸での沐浴、畑での朝夕の排泄などで女性が戸外に出る機会に女性たちと立ち話をしたり、近所の女性同士が庭先で休息をとったり談話に興じているところに立ち寄るなどして、情報交換を行った。反対に、住民女性が公共サービスの噂を聞きつけて、手続きの補助を求めて自ら議員のもとを訪れるケースも見られた。SHG 出身議員の同様の動きは N 行政村のみにとどまらず、N 郡内の各村において複数報告されており、公共サービスの普及はもとより、村長らの不正を糾弾したり、緊急に金銭の必要な生活困窮者のために住民に寄付を呼びかけるなど、村パンチャーヤットの公的業務を超えた行動も起こしている。こうして、パンチャーヤット議会内部から政治を変革させるという正攻法ではなく、議会の外側から議員という立場を利用して、不正の糾弾やサービスの要求、さらに独自の支援活動を個別に遂行するという政治実践がなされていた。

ここで注目すべき点の一つは、女性議員による住民との情報交換の方法であり、村の女性たちが生活圏内で日常的に実践する立ち話や談話が利用されているということである。女性たちは日常生活のなかで機会を見つけては噂話や近況の確認など、いわゆる「おしゃべり」を交わす。それが普段行動を規制された女性の数少ない娯楽だからというだけではない。女性たちにとって物理的に行動範囲を広げることが困難である以上、認識上だけでも世界を広げるために情報収集は欠かせない。また、屋内で孤立しがちな女性が他の女性と会話を交わし、生活上の出来事や問題を共有することで不安や悩みを解消する目的もある。すなわち村の女性たちにとっては、単なるおしゃべりも重要な生活戦略の一部となっているのである。このように女性たちの日常世界において、個々のレベルで交わされている悩みや不安の「分かり合い」や「分かち合い」が、女性議員という一人の媒介者を通じて政治的要求の実現へと転換されていったといえる。女性たちによるいわば親密圏で構築される情報ネットワークは、次に紹介する SHG による非公式裁判でも重要な役割を果たしている。

3-3. 親密圏で問われる正義

SHG ではプログラムの一環として村落内で発生する女性をめぐる様々なトラブルや住民同士の諍いを仲裁し、解決に導くために非公式裁判 (*nali adālat*: 女性裁判の意) を実施している。この裁判は公的な裁判のような法的拘束力はないが、村や郡レベルのパンチャーヤットや学校の教員、地元の警官などを巻き込むことによって判決内容に一定の拘束性をもたせている。通常の裁判では審議にいたるまで数か月から数年を要するが、非公式裁判には面倒な手続きは必要なく、直ちに審議を行うことができるため、家庭内暴力など早急な解決を要する場合に役立っている。表4は N 郡内で 2011 年 7 月からおよそ 1 年間のあいだに実施された非公式裁判の審議の内容と件数を現したものであり、35 件の判例が SHG によって審議されていることがわかる。N 行政村内において筆者が

2006 年 3 月に実際に立ち会った非公式裁判の判例は次のような内容であった。

表 4：2011 年 7 月から 2012 年 8 月までの非公式裁判の審議内容および件数

内容	件数	内容	件数
家庭内暴力	7 件	結婚持参金	2 件
女性への暴力	6 件	土地問題	3 件
女性への嫌がらせ	1 件	上下水問題	2 件
結婚	8 件	その他	3 件
離婚	3 件	合計	35 件

[出所] 筆者作成

審議の対象者は、N 行政村を構成する R 村のインド出身の新婚夫婦で、被害者は妻、加害者は夫とその家族である。妻は、婚家において食事を与えられない、あるいは妻が調理した食事を夫や家族が食べないなどの嫌がらせを度々受けていた。夫側の家族が妻側からの持参金に不満を抱いていたことが一因である。ある日、妻が庭先で村の男性と談笑していたところを別の村人に目撃され、そのときの様子が夫と婚家の家族の知るところとなった。夫は妻に暴行を加えて事情を問いただそうとし、さらに妻を自宅から締め出し、一晚屋外に放置した。

その噂を聞きつけた R 村の会員が SHG 職員に報告し、職員が対象者のもとに訪問し、事情の説明を求めた。夫が離婚の構えを示していることなどから、SHG 職員は非公式裁判での審議を提案し実施にいたった。裁判には審議対象の夫婦と夫の家族のほか、村パンチャーヤット議員（全て男性）3 名、SHG 職員 3 名（全て女性）、R 村以外の複数村の SHG 会員約 20 名が立ち会った。審議の結果、被害者と加害者の和解が成立し、その後の経過はパンチャーヤット議員および R 村の SHG 会員が監視し、次に問題が生じた場合は警察に通報するという決定がなされた。

このほかに 2011 年には 35 件の非公式裁判が実施されているが、紙幅に限りがあるため、以下ではその他の判例にも共通する代表的な判例のみを紹介することとする。

判例 1：家庭内暴力（2011 年 4 月 7 日）

被害者は既婚女性（年齢不明）。被害者は、年の離れた男性（推定で 60 歳ぐらい）と結婚したが、婚家から実家のある村へと戻り、実家で暮らし始めた。実家に滞在して 3、4 か月が過ぎたころ SHG 会員が事情を聴くと、婚家で暴力を受け、食事也十分に与えられていないと告白。さらに、日雇の賃労働を強要されているという。そこで、婚家の夫と義理の両親を呼び、非公式裁判にて協議を実施。その結果、婚家側の家族は被害女性に対する不当な扱いをやめるという条件のもと、女性が婚家に戻ることで合意。その後については同村居住の SHG 会員が被害女性に対する虐待行為がないかなどを定期的に経過観察し、報告書を提出するという措置が取られた。

判例2：強姦未遂（2011年10月7日）

被害者は28歳の既婚女性。村の人気のない道を歩いていると背後から5人の青年が近づいてきて、そのうち二人が彼女の前に来て道をふさぎ、卑猥な言葉を発した上に彼女を脅迫し、建設中の近くの家屋に連れ込もうとした。彼女は偶然男性老人が通りかかったのを見て大声を出すと、青年たちは皆逃げて行った。その後、集会を開いていた SHG の会員に遭遇し事件のことを相談。会員および職員で事件を目撃した老人に加害者を確認。加害者を呼び出し、被害者女性と女性の義理の両親の三者で非公式裁判にて協議を実施した。加害者に対しては婦女暴行に係る刑罰を説明。加害者はしばらく罪を認めようとせず、謝罪にも応じなかったが最終的に罪を容認。後日、公の場で加害者による謝罪が行われ、総勢100名の村落住民がその場に立ち会った。

判例3：婚家からの一方的離婚（2011年10月18日）

被害者は推定年齢20歳前後の既婚女性。結婚して2年が経過し、夫はグジャラートに単身出稼ぎで不在。ある日突然、婚家の家族から暴行を受けたあげくに、義弟によって実家に送り戻されるという仕打ちを受けた。夫に電話で事情を説明すると、夫には家族から再婚話が持ち上がっているという。SHG の会員が実家と婚家双方の家族と近隣住民、パンチャーヤット議員を招集し、双方の事情聴取を開始する。その後、夫をグジャラートから連れ戻し、非公式裁判を実施。ダウリー・ハラスメントや家庭内暴力に関する法律上の処罰などの情報を夫側に提示。長い協議の末、女性は婚家に返ることが決定され、その後の経過は同村在住の SHG 会員が定期的に経過観察することで合意に至った。

筆者が立ち会った2006年の非公式裁判では、職員もパンチャーヤット議員もあくまで仲裁役であり、被害者および加害者の合意のもとで決定がなされ、立ち会った全員が裁判の証人となっていた。現在は郡内の各村の SHG から陪審員が選定され、法律などの研修を経て職員とともに裁判の審議を担当している。パンチャーヤット議員には立ち会いの義務はなく、SHG の職員および会員が出席を呼びかけ、議員本人が出欠を決定する。また、既述のとおり審議後の判決にも法的な拘束力はなく、審議当時者（被害者／加害者）の居住する村の SHG 会員やパンチャーヤット議員、その他の地元の協力者がその後の経過観察の責任を負う。つまり、彼らの監視の目が加害者にとって実質上の拘束力となる。したがって、女性の生活圏で生じている問題をいかに裁判に持ち込むことができるか、さらに裁判後に判決内容をいかに順守できるかは、裁判の当事者とパンチャーヤット議員、SHG 会員や職員、さらに村内の協力者などの個別の関係性や各々の裁量にかかっているといえる。

以上非公式裁判の事例を通じて明らかなように、調査地における女性の政治的実践は、いずれ

の事例も親密圏で生成される「個」を起点とした社会関係を基盤としており、機能不全を起こした村の政治のなかでより賢く便益を追求し、より快適に生きるための「生の政治」が営まれているといえる。

4. 村落におけるデモクラシーとジェンダー

以上の女性たちの政治実践の位相から、N 行政村のジェンダーの民主化をどう考えるべきだろうか。村パンチャーヤットにおける女性議員の増加は、その偶発性には十分な配慮を必要とするものの、半数以上の議席獲得という点で村落政治におけるジェンダー関係の変化を示唆しているといえる。実際には家族男性の「代理」がほとんどであり、数の上での民主化が必ずしも内実を伴わないことも確かではあるが、SHG の会員のように自らの意志で政治に関わろうとする女性議員が登場したことは注目すべき変化だといえるだろう。これを可能にしたのは何であったのか。

1993 年に新パンチャーヤット制度が導入され、農村の開発事業や福祉事業が展開されたが、それとほぼ時期を同じくして、母子保健、マイクロクレジット、識字教室などパンチャーヤットとは別のルートで、女性に特化した福祉事業および開発事業がこの地域に参入し始めた。だが公共事業は本来、当該地域のジェンダー観では公共圏において男性が担う活動という認識が一般であり、女性の動員には住民からの大きな反発が生じることもあった。ところが、これらの事業が農村で次第に功を奏し始めると、同時に女性にしか担えない活動であるという理解が村社会で広まっていった。すなわち、福祉事業や開発事業が女性の仕事として認識されるようになったことで、こうした活動が親密圏と公共圏をつなぎジェンダー規範を免除されたある種の中間的領域に位置付けられるようになったと考えられる。現に、会員やその家族への聞き取りでは、活動への参加を許容し／された理由として「福祉活動」、「社会奉仕の仕事」、「政府の事業」であることをあげている。同じ理由が約 10 年前までは女性の領域外の活動として反発の根拠となっていたことを考えると、この傾向はかなり最近の変化であるといえる。

さらに教育の普及や交通網の発達による移動範囲の拡大、メディアの浸透、携帯電話やインターネットなどの情報通信技術の発達による女性規範の緩和も影響としては大きい。近年では出稼ぎ先や移住先が多様化したり、女性の婚出先もデリーやムンバイなどを含む大都市へと拡大している。近隣のワーラナシーであれば、貧困層や規範の厳しい高カーストの女性でも観光や寺院参拝、買い物などで訪れたことがあり、農村とは異なる都市のライフスタイルに触れる機会もあり、彼女たちの会話のなかで驚きや期待感、あるいは嫌悪感などとともに語られることも少なくない。

また、携帯電話の普及率も 2005 年ごろから当該地域に急速に増加し、中間および上位階層では携帯電話は一家に一台から一人一台保有する時代となっている。携帯電話は女性たちにこれまで頻繁に接触することのできなかった人々との対話を可能にし、外界とつながる重要なツールとなり、村の女性の世界観と生活実践に大きな影響を与えている。携帯電話を利用すれば規範の厳格

な女性にとっても政治活動が容易になる可能性があり、今後女性議員のタイプがさらに多様化することも考えられる。このように女性の議席留保制度に加え、村落政治の福祉化、福祉分野の女性化、女性規範の緩和が相乗的に作用しあうことで、女性の政治参加が以前よりも容易になったものと考えられる。

N 行政村における女性議員の増加は、それ自体がこの村のジェンダーの民主化に影響を与えているとは言いがたい状況がある。女性留保枠を利用した代理政治やパンチャーヤット議員の職務怠慢、さらに村長による恣意的政治の因習は根深く、村落レベルでの民主化や正義の実現にとって依然として問題が多いことは明らかである。だが、SHG 出身の議員という新しいタイプの女性議員の登場は、村落政治に一定の変化をもたらしているといえる。たとえば、彼女たちが個別に近隣住民に対して行った公共サービス提供活動は、村長に集中していた開発資金の貧困層への分散を促す結果をもたらした。

ただし、彼女たちもまた自らのカースト・コミュニティを中心に活動しており、便益の分配にはカーストによって偏りが見られることも事実である。女性議員が自らも規範の拘束を受けながら活動を行う以上、村内のあらゆるカーストの女性と接触し支援することは難しいという現状がある。インド社会のようにカーストやジェンダーといった社会的差異の幅が大きい社会では、すべての集団に対する富や便益の平等な分配という意味でのデモクラシーが実現不可能であることは周知の事実である。だとすれば、各集団の差異の高低差をいかに均していくかが焦点となるが、ここまでみてきたように、留保制度は各集団への均一な分配を同時に実現させるというよりも、会期ごとに特定の集団に分配上の優位性をもたせる「時間差のデモクラシー」という性格をもつ。このため、デモクラシーの進展をより正確にとらえるにはさらに長期的な視野が必要となるだろう。

5. おわりに

本稿では、社会的にも政治的にも多くの問題を抱える UP 州農村において、女性が個別のレベルで政治に積極的にかかわろうとする主体的な側面とそこに垣間見えるジェンダーの民主化の可能性という、ミクロな視点でしか見えてこない肯定的側面をあえて提示してきた。本稿で提示した政治実践は、インドの政治のなかでも、一農村の村パンチャーヤットという限定された政治空間でのごく一部の人々の事例である。つまり、本事例を郡や県のパンチャーヤット、あるいは州議会や国会レベルの政治に当てはめて考えるのは議論の飛躍であるといわざるを得ない。だが、末端レベルの政治と、より上位の政治とのつながりを完全に否定してしまうのも性急であろう。冒頭でも述べたとおり、国会レベルでもパンチャーヤットレベルでも、女性の政治進出を阻害する社会文化的要因は相互に類似している部分が多く、それらを克服するプロセスには少なからず共通点が含まれているはずである。そうであるならば、これまで政治に全く関心を払ってこなかった農村の貧困女性が、公的サービス享受することでの政治リテラシーの拡大や、近年の女性規範の変化、さらに全国レ

ベルでの女性の人権問題に対する関心の高まりなどといった断片的な要因がどこでつながり、どのレベルの政治に影響を与えるようになるかは今後も見守っていく必要があるだろう。これについては、機会があれば稿を改めて論じたい。

註

- 1) 1930 年ごろまでの全インド女性協会のような主要な女性組織は政治機構における留保問題を考慮するようになっていたが、それは女性の「劣位」を認めることになるとして、導入を拒否している [ジョン 2012: 129–132]。
- 2) この地域で話されている言語は、ビハール語系統であるボージプリー語 (*Bhojpuri*) である。
- 3) ビンド (*Bind*) (別名マラー *Mallah*) は、ガンジス川流域で船頭や漁師を伝統的生業としていたが、英国統治下でこの地域の農地開発が進められた 20 世紀初頭ぐらいまでに当該地域に移住してきたと考えられる。そのほとんどが零細農か小作農を生業とする貧しい農民カーストである。
- 4) 1995 年より食糧支援計画が新たに開始され、貧困ライン以下の生活を送る低所得世帯にコメやムギ、灯油などを低価格で提供することが決定された。受益対象者は 20 ルピーを支払えば登録が可能であり、世帯の収入により、黄色、白、ピンクと購入額の異なる登録証 (*BPL card*) を保持する。
- 5) 本事業 (*Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee = MGNAREGA*) は、貧困世帯の 1 名に年間最低 100 日の雇用を保障するものであり、雇用機会を提供できない場合、対象者には失業手当を支払わなければならない。本事業の受益者は申請手続きのうえ、登録証 (*job card*) を保持していなければならない。
- 6) 実際に、村、郡、県のすべてのレベルの UP 州における女性議員の割合は、2005 年発足のパンチャーヤットが 39.3%、2010 年は 40% となっており、女性の政治参加の割合に大きな差は見られない。
- 7) *Manson* や *Lindenbaum* は就学経験のある女性は、家庭内での意思決定に積極的にかかわったり、戸外への外出、医療機関などの公共サービスの利用などにも抵抗が少ないことを指摘している [*Manson 1993; Lindenbaum 1990*]。
- 8) 1980 年代には農村開発省による「農村の女性と子供のための開発計画」が開始され、さらに 90 年代には教育省による国家教育政策のもとで、「万人のための教育」および「女性の平等のための教育」などの教育普及事業が展開され、農村地域で一定の成果を上げている。
- 9) 「マヒラ・チェトナ・サミティ (女性意識委員会 *Mahila Chetna Samiti*)」とよばれるカトリック系の組織で、主に貯金・信用貸付事業を実施し、貧困女性の生活水準の向上を目指して定期的に活動を展開している。
- 10) マヒラ・サマーキヤー (*Mahila Samakhya*) と呼ばれる本プログラムは 1986 年に発動された中央政府による「国家教育政策」の一環として、80 年代後半から UP 州をはじめとする、国内の九つの州で開始された。N 郡では 1994 年にこのプログラムが参入し、郡内の 120 村で活動が実施されてきた。対象者は下位カーストの低所得世帯の既婚女性であり、登録会員数は各村で 20 名程度を上限に据え、識字教育、貧困緩和のための貯蓄・信用事業、母子の健康促進、女性の政治参画や地位向上に向けた様々な情報提供が行われる。N 郡では本プログラムの計画予定期間が満期を迎えたため、プログラムは現在終了に向け、活動を縮小させている。
- 11) 小数点第 2 位以下は切り捨て。
- 12) 別稿参照 [菅野 2009]。

参考文献

- 菅野美佐子、2009、「ジェンダー・プログラムが織りなす新たな関係性—北インド農村の事例」、信田敏宏・真崎克彦（編）『東南アジア・南アジア開発の人類学』明石書店、71–96 頁。
- 近藤則夫、2009、「北インド、東部ウッタル・プラデーシュ州における開発行政と村人」、『アジア経済』、第 50 巻第 5 号、2–50 頁。
- ジョン・E・メアリー（菅野美佐子訳）、2012、「インドにおけるクォータ政策と女性の議席留保制度法案」、辻村みよ子・スティール若希（編）『アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画』、東北大学出版会、125–158 頁。
- Census 2011: Chandauli District <<http://www.census2011.co.in/census/district/567-chandauli.html>>
- Jaffrelot, Christophe, 2003, *India's Silent Revolution: The Rise of the Lower Castes in North India*, New Delhi: Permanent Black.
- Jeffery, Roger and Patricia Jeffery, 1997, *Population, Gender and Politics: Demographic Change in Rural North India*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lerche, Jens, 2003, “Hamlet, Village and Region: Caste and Class Differences between Low-Caste Mobilization in East and West UP,” in Roger Jeffery and Jens Lerche (eds.) *Social and Political Change in Uttar Pradesh: European Perspectives*, New Delhi: Manohar, pp. 181–198.
- Lindenbaum, Shirley, 1990, “The Education of Women’s Schooling on Maternal Behaviour in the Third World,” in Alan C. Swedlund and George J. Armelagos (eds.) *Disease in Population in Transition: Anthropological and Epidemiological Perspectives*, New York: Bergin and Garvey, pp. 353–370.
- Manson, Karen, 1993, “The Impact of Women’s Position on Demographic Change During the Course of Development,” in Nora Federici, Karen Oppenheim Manson and Solvi Sogner(eds.) *Women’s Position and Demographic Change*, Oxford: Clarendon Press, pp. 19–42.
- Menon, Nivedita, 2000, “Elusive ‘Woman’: Feminism and Reservation Bill,” *Economic and Political Weekly*, 35-43/44, pp. 3835–3844.
- Misra, Preeti, 2006, *Domestic Violence against Women: Legal Control and Judicial Response*, New Delhi: Deep & Deep Publications.
- Nallu, Preethi, 2014, “Gender Issues Could Be a Game Changer in India’s Elections,” *Times*, 2014 (April 14) <<http://time.com/61122/india-womanifesto-election-women-voting/>>（2014 年 4 月 14 日閲覧）
- Omvedt, Gail, 2005, “Women in Governance in South Asia,” *Economic and Political Weekly*, 40-44/45, pp. 4746–4753.

- Saxena, Parul, 2005. "PRI & Political Socialisation among Rural Women-Mahila Samakhya Experience," in J.L. Singh (ed.) *Women and Panchayati Raj*, New Delhi: Sunrise Publication.
- Rai, Pragya, 2012, *Political Representation and Empowerment: Women in Local Government Institutions in Bihar, India*, Stockholm: Department of Political Science, Stockholm University, <[http:// www. asianstudies.su.se/polopoly_fs/1.134674.1395231367!/menu/standard/file/Pragya%20Rai%20Report%20Forum.pdf](http://www.asianstudies.su.se/polopoly_fs/1.134674.1395231367!/menu/standard/file/Pragya%20Rai%20Report%20Forum.pdf)> (2014年12月13日閲覧)
- Rai, Shrin, 2002, *Class, Caste and Gender: Women in Parliament in India*, Stockholm: International IDEA's Publication, <http://www.idea.int/publications/wip/upload/CS_India.pdf> (2014年12月5日閲覧)
- Raman, Vasanti, 2002, *The Implementation of Quotas for Women: The Indian Experience*, Jakarta: International Institute for Democracy and Electoral Assistance, <[http:// www. quotaproject. org/CS/CS_India.pdf](http://www.quotaproject.org/CS/CS_India.pdf)> (2014年12月18日閲覧)
- Subramaniam, Mangala, 2006, *The Power of Women's Organizing: Gender, Caste, and Class in India*, Oxford: Lexington.